

嘉手納基地旧海軍駐機場における航空機使用禁止を求める意見書

平成29年5月31日午後2時半頃から6時半頃にかけて、在韓米軍烏山空軍基地所属のU-2偵察機3機が嘉手納基地に飛来し、旧海軍駐機場に一時駐機後、同駐機場内の格納庫に移動した。翌日1日にも1機が飛来し現在も計4機が旧駐機場を使用していることは、明らかに日米合意違反であり断じて容認することはできない。激しい怒りをもって抗議する。

旧駐機場は住宅地に近接しており、同駐機場から派生する航空機のエンジン調整等の地上騒音や排気ガスの悪臭被害などの軽減を目的に平成8年のSACO最終報告において滑走路の反対側への移転が合意され、実に20年余の長い年月を経て今年1月、日本政府が多額の経費を負担した新海軍駐機場へ移転した。移転後の同施設跡については、SACO最終報告の騒音軽減イニシアティブの趣旨を踏まえた運用として、騒音を発生させない「倉庫及び整備工場」として使用されるものと理解していた。しかし、新駐機場へ移転した今年2月上旬、飛来した外来機KC-135空中給油機3機が旧駐機場に駐機し、長時間にわたり地上騒音を発生させた。町民から強い反発の声が上がり、本町及び議会は旧駐機場の使用禁止を求めているところである。

今回の旧駐機場使用に関し、防衛相が会見にて米軍が今後も使用することを容認する意向を示したことは、旧駐機場から派生する騒音や悪臭被害から解放されると信じていた町民の期待を打ち砕く裏切りであり、町民を愚弄するものである。日本政府の米軍優先の態度に対しても強い不信感を抱くとともに激しい怒りが込み上げてくる。今後も外来機が飛来するたびに旧駐機場を使用することがあれば、旧駐機場そのものの閉鎖を求めざるを得ないだろう。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び健康で平穏な生活を守る立場から、嘉手納基地旧海軍駐機場の航空機使用に厳重に抗議し、下記事項を強く要求する。

記

- 1 嘉手納基地旧海軍駐機場の航空機使用を禁止すること。
- 2 S A C O合意を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月7日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県知事

嘉手納基地旧海軍駐機場における航空機使用禁止を求める抗議決議

平成29年5月31日午後2時半頃から6時半頃にかけて、在韓米軍烏山空軍基地所属のU-2偵察機3機が嘉手納基地に飛来し、旧海軍駐機場に一時駐機後、同駐機場内の格納庫に移動した。翌日1日にも1機が飛来し現在も計4機が旧駐機場を使用していることは、明らかに日米合意違反であり断じて容認することはできない。激しい怒りをもって抗議する。

旧駐機場は住宅地に近接しており、同駐機場から派生する航空機のエンジン調整等の地上騒音や排気ガスの悪臭被害などの軽減を目的に平成8年のSACO最終報告において滑走路の反対側への移転が合意され、実に20年余の長い年月を経て今年1月、日本政府が多額の経費を負担した新海軍駐機場へ移転した。移転後の同施設跡については、SACO最終報告の騒音軽減イニシアティブの趣旨を踏まえた運用として、騒音を発生させない「倉庫及び整備工場」として使用されるものと理解していた。しかし、新駐機場へ移転した今年2月上旬、飛来した外来機KC-135空中給油機3機が旧駐機場に駐機し、長時間にわたり地上騒音を発生させた。町民から強い反発の声が上がり、本町及び議会は旧駐機場の使用禁止を求めているところである。

今回の旧駐機場使用に関し、防衛相が会見にて米軍が今後も使用することを容認する意向を示したことは、旧駐機場から派生する騒音や悪臭被害から解放されると信じていた町民の期待を打ち砕く裏切りであり、町民を愚弄するものである。日本政府の米軍優先の態度に対しても強い不信感を抱くとともに激しい怒りが込み上げてくる。今後も外来機が飛来するたびに旧駐機場を使用することがあれば、旧駐機場そのものの閉鎖を求めざるを得ないだろう。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び健康で平穏な生活を守る立場から、嘉手納基地旧海軍駐機場の航空機使用に厳重に抗議し、下記事項を強く要求する。

記

- 1 嘉手納基地旧海軍駐機場の航空機使用を禁止すること。
- 2 S A C O合意を遵守すること。

以上、決議する。

平成29年6月7日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長